

# 令和3年度介護保険負担限度額認定申請を受け付けます

**問合せ先** 鈴鹿亀山地区広域連合介護保険課給付グループ(☎059-369-3201)

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、短期入所サービス(ショートステイ)利用時の自己負担費用のうち、食費、居住費(滞在費)について、申請により負担が軽減されます。

**対象者** 次の条件をいずれも満たす人

▷本人、配偶者および世帯全員が市町村民税非課税であること

▷預貯金など(表1)が、基準額(表2)を超えていないこと

※虚偽の申告により不正に支給を受けた場合は、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、支給された額の返還および加算金を求めることがあります。

(表1)

預貯金などに関する具体的な例	対象の可否
現金、預貯金(普通、定期)	○
有価証券(株式、国債、地方債、社債など)、投資信託	○
金や銀など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	○
負債(借入金、住宅ローンなど)	○
生命保険	×
自動車	×

(表2)

所得の状況	預貯金などの金額
合計所得金額+課税・非課税年金収入額が80万円以下の人	単身650万円以下 (夫婦1,650万円以下)
合計所得金額+課税・非課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	単身550万円以下 (夫婦1,550万円以下)
合計所得金額+課税・非課税年金収入額が120万円超の人	単身500万円以下 (夫婦1,500万円以下)

※国の制度改正により、令和3年8月から基準額が変更されます。  
 ※第2号被保険者(65歳未満の被保険者)は、合計所得金額+課税・非課税年金収入額にかかわらず、単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下が対象となります。

**認定有効期間** 申請月の1日から翌年7月31日まで

**申請に必要なもの**

- ・介護保険負担限度額認定申請書兼同意書(鈴鹿亀山地区広域連合ホームページからダウンロード可)
  - ・直近2カ月以内の残高が確認できる本人名義の通帳など(生活保護受給者は不要)の写し
- ※配偶者がいる人は配偶者の通帳も必要

**提出先** 鈴鹿亀山地区広域連合(鈴鹿市役所西館3階)

**申請開始日** 7月1日(木)

※現在交付されている「介護保険負担限度額認定証」の有効期限は、令和3年7月31日(土)までです。8月1日(日)以降も継続して認定を受けようとする人は、8月31日(火)まで(必着)に鈴鹿亀山地区広域連合介護保険課に申請してください。

## 食費・居住費の特例減額措置について

市町村民税が課税されているため介護保険負担限度額認定の対象にならない人で、施設に入所したことにより残された世帯員の生計が困難になる場合には、特例減額措置制度があります。

認定を受ける主な条件は、次のとおりです。

- ①属する世帯の構成員が2人以上であること
- ②世帯の年間収入から施設の利用者負担の見込額を除いた額が80万円以下であること
- ③世帯全員の合計預貯金などが450万円以下であること など